

6月25日

○議長（湯之原一郎君） これより本日の会議を開きます。

（午前9時59分開議）

○議長（湯之原一郎君） 会議は、お手元に配付してあります日程により議事を進めます。

○議長（湯之原一郎君）

日程第1、議案第46号 専決処分について承認を求める件（始良市税条例等の一部を改正する条例）

日程第2、議案第47号 専決処分について承認を求める件（始良市都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第3、議案第48号 専決処分について承認を求める件（始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

及び

日程第4、議案第49号 始良市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

の件までの4案件を一括議題とします。

本案件については、6月15日の会議で提案理由の説明を受けておりますので、一括質疑に入ります。

3名の議員から質疑の通告がなされております。順次発言を許します。

まず、8番、田口幸一議員の質疑を許します。

○8番（田口幸一君） 議案第46号 始良市税条例の一部を改正する条例、市民税関係。始良市のふるさと納税をした人はどのようになっているのか。ワンストップとはどのようなことか。第1条の4資本金等の額を有する法人とあるが、始良市の実態はどのようになっているのか。第9条申告特例対象寄附者の内容を説明せよ。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 田口議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第46号 専決処分について承認を求める件（始良市税条例等の一部を改正する条例）の1点目と3点目のご質疑につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

平成25年中に市民の方で、ふるさと納税をされた方は19人、207万9,000円であります。

また、ワンストップ特例制度は、本年4月1日以降に給与所得者等がふるさと納税をされた場合、納税先が5自治体以内であれば、納税先の自治体に申請することにより確定申告を行わなくても、所得税等の控除を受けられるものであり、確定申告が不要な給与所得者等が申告特例対象寄附者となります。

なお、この特例制度の対象でない方や特例の申請をされない方につきましては、従来どおり控除を受けるために確定申告を行う必要があります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

本市における資本金等の額を有する法人の実態につきましては、対象となる資本金1,000万円以下、従業員数が50人以下の法人は、平成26年度の課税状況において、約900社、調停額は4,600万円となっております。

以上、お答えといたします。

○8番（田口幸一君） 今、副市長の答弁の中で、平成25年中に市民の方で、ふるさと納税をされた方は19人で、その金額は207万9,000円となっておりますが、この19人、207万9,000円は、例えばですよ、関東地区とか、中京地区とか、大阪地区、北九州地区、この19人の方は、いずれの地区か、その辺のところの説明を求めます。

2点目のところで、平成26年度の課税状況において、約900社で調停額は4,600万円となっておりますという答弁がございました。全部上げるのは無理かと思うんですが、約900社の中で、一、二、三つぐらい大きな会社を上げてください。

○総務部長（脇田満穂君） 2点質疑をいただきました。

まず、1点目ですが、いずれの地区かということでございました。この19人につきましては、本市から、ほかの地域に対してご寄附をされたということになっております。その地域につきましては、担当課長のほうで答弁をさせていただきます。

それから、あと、2点目の900社、4,600万円の中身につきましても、担当課長のほうで答弁をさせていただきます。

○総務部税務課長（水流哲也君） 税務課の水流でございます。お答えいたします。

19名の方の納付先でございますけれども、全国各地、また県内さまざまでございます。遠くは関東のほうもありますし、県内でも何か所か寄附の場所がございます。

それと、2点目の企業でございますけれども、タイヨーとか、大きな商業施設等が含まれております。

以上でございます。

○8番（田口幸一君） 今、担当課長が率直に答弁していただきましたが、約900社の中で、タイヨーというのを、今、一つ言われましたけど、900社あるわけですから、タイヨー一つだけじゃないでしょう。あと、二つか、三つ、説明してください。

○総務部税務課長（水流哲也君） すみませんでした。あと、イオンとか、山形屋ストア等、大きな商業施設等が関係がございます。

○議長（湯之原一郎君） これで田口議員の質疑を終わります。

次に、13番、渡邊理慧議員の質疑を許します。

○13番（渡邊理慧君） 議案第46号 始良市税条例等の一部を改正する条例について、質疑を行います。

す。

固定資産税関係。固定資産税の評価替えに伴い、地価が下落した場合の課税標準を修正することができる特例措置に関する規定が整備されておりますが、内容はどのようなものか、お伺いいたします。

議案第47号 始良市都市計画税条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

宅地等及び農地に対して課する都市計画税の特例措置の内容はどのようなものか、お伺いいたします。

続きまして、議案第48号 始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

国民健康保険税の軽減措置として、5割軽減世帯、2割軽減世帯の見直しが行われておりますが、対象者はどれくらいいるか、伺います。

また、課税限度額81万円から85万円に引き上げられる対象者はどれくらいか、お伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 渡邊議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第46号 専決処分について承認を求める件（始良市税条例等の一部を改正する条例）のご質疑にお答えいたします。

固定資産税の評価額は、原則基準年度の評価を3年間据え置くこととされておりますが、2年目、3年目の据え置き年度におきまして、地価が下がった場合に、市町村長の判断により簡易な方法で価格の修正を行うことができます。

次に、議案第47号 専決処分について承認を求める件（始良市都市計画税条例の一部を改正する条例）のご質疑にお答えいたします。

今回の都市計画税における特例措置は、固定資産税の特例措置と同様に、土地の負担調整措置を評価替えの平成27年度から29年度までの3年間延長するものであります。これは、地域における負担水準のばらつきをなくすためのものであり、土地の評価が大きく上昇した場合は、3年間をかけて、段階的に課税標準額を上げ、納税者の負担を軽減するための措置がとられます。

次に、議案第48号 専決処分について承認を求める件（始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）のご質疑にお答えいたします。

平成27年度課税におきましては、5割軽減世帯は1,861世帯、2割軽減世帯は1,455世帯となっております。

また、課税限度額の引き上げによる対象者につきましては、98世帯であります。

以上、お答えといたします。

○13番（渡邊理慧君） では、再質疑を行います。

議案第46号 始良市税条例等の一部を改正する条例について、答弁書では、「地価が下がった場合に市町村長の判断により」となっておりますが、どのような判断基準になるのか、お知らせください。

続きまして、議案第48号 始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、国民健康保険税の軽減措置見直しによる対象者は何名か、お知らせください。

○総務部長（脇田満穂君） ただいまの2点の質問につきましては、税務課長が答弁いたします。

○総務部税務課長（水流哲也君） お答えいたします。

議案第46号の固定資産税の関係ですけれども、地価が下がっている場合には、基準年度の価格が、基本的に固定資産税の価格は基準年度の価格が3年間据え置きとなりますけれども、地価が下がっている状況におきましては、納税者にとって不利なことになりますので、地価が下がっている場合は、納税者にとって不利のないように修正をするものでございます。

続きまして、国民健康保険の軽減措置の拡充についての件でございます。

2割軽減が260人、2割軽減から5割軽減が245人になります。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） 税務課長、1問目の再質疑は、判断の基準について問われていますが、答えられますか。

○総務部税務課長（水流哲也君） 判断の基準は、時点修正をする評価時点において、基準年度の価格より下がった場合が判断基準となります。修正をする時点で、地価が同じか、また上昇の場合には据え置きということでの判断になります。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（湯之原一郎君） これで、渡邊議員の質疑を終わります。

次に、7番、神村次郎議員の質疑を許します。

○7番（神村次郎君） 議案第48号 専決処分について承認を求める件（始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてであります。

1番目、始良市での年税額の最高額は幾らか。また、平均税額は幾らになりますか。

2番目、課税限度額の見直しで、始良市の影響額は幾らですか。

3番目、参考資料を見ると、経済動向を踏まえて、軽減対象者の拡大を図っていますが、経済動向がどのようなときに、このような措置がされるのか、また、本市への影響は幾らになるのか、どうなるのか、質問いたします。

○市長（笹山義弘君） 神村議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第48号 専決処分について承認を求める件（始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の1点目のご質疑にお答えいたします。

本市での国民健康保険税の最高額は、平成27年度で限度額の85万円であります。また、平均額は、1世帯当たり約12万5,000円となっております。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

課税限度額の見直しによる影響額につきましては、98世帯、約198万3,000円の増額になるようあります。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

軽減判定基準の拡大は、経済の低迷等の理由により、被保険者の保険料の負担感が大きくなるよう

な状況において、必要な措置がとられるものであります。

今回の改正におきましては、平成26年度に比べ、判定基準の拡大は小幅なものになっております。本市への影響は、軽減なしから2割軽減への変更については、130世帯で、調定額では、約219万5,000円の減額、2割軽減から5割軽減への変更については、98世帯で、約263万5,000円の減額になるようであります。

以上、答えといたします。

○7番（神村次郎君） 限度額を上げることと、軽減措置を拡大することと、うまく、この法律ができるもんだなと思うことですが、限度額が上がることについての市の見解をお伺いします。

○総務部長（脇田満穂君） 限度額、この制度につきましては、国のほうで定められております。そういう中で、市としましては、追随するというわけではございませんが、やはり、それなりの負担をしていただくということで、他市町村もそうだろうと思いますが、今回、始良市も上限に上げさせていただきました。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） これで、神村議員の質疑を終わります。

以上で、日程第1、議案第46号から日程第4、議案第49号までの一括質疑を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これより議案処理に入ります。

議案処理につきましては、さきに配付しました議案処理一覧に沿って処理します。

日程第1、議案第46号 専決処分について承認を求める件（始良市税条例等の一部を改正する条例）は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。

本件については、1名の議員より通告がありました。

8番、田口幸一議員の発言を許します。

○8番（田口幸一君） 議案第46号 始良市税条例等の一部を改正する条例について、賛成の立場で、討論に参加いたします。

先ほど副市長の答弁で、このふるさと納税をした人は、19人で、金額が207万9,000円。また、企業においては、約900社で、調停額は4,600万円になっておりますという答弁がございました。そこで、始良市にふるさと納税をされた方々のおかげで、始良市の財政は豊かになったと私は考えます。また、（発言する者あり）逆。された方ですね、逆ですね。取り消します。

また——これは逆だからあれだな。言ってみます。また、間違っておったら、後ろのほうで教えてください。

また、返礼品として、地元産の品物を送ったこと——これも逆ですかね。地元生産者の方々は、生産に意欲がさらに湧いてきたと考えます。

ふるさと納税者の方々と始良市のきずながさらに深まっていくことを期待いたします。

宮崎県綾町のように、ふるさと納税が日本一を目指し、今後、税務当局も頑張っていたいただきたいと思います。

以上を申し述べ、議案第46号に賛成いたします。（「間違いじゃなかったですか」と呼ぶ者あり）

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） これで討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから議案第46号 専決処分について承認を求める件（始良市税条例等の一部を改正する条例）を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（湯之原一郎君） 起立多数です。議案第46号は承認することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 次に、日程第2、議案第47号 専決処分について承認を求める件（始良市都市計画税条例の一部を改正する条例）は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから議案第47号 専決処分について承認を求める件（始良市都市計画税条例の一部を改正する条例）を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。議案第47号は承認することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 次に、日程第3、議案第48号 専決処分について承認を求める件（始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は委員会付託を省略すること

に決定しました。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○14番（堀 広子君） 議案第48号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論を行います。

国民皆保険の最後のとりでとなっている国保は、高過ぎる保険料などが大問題となっております。高齢化が進み、医療給付費等の財源を確保するため、課税限度額の引き上げが提案されております。医療分課税限度額51万円を52万円に、後期高齢者支援分16万円から17万円に、介護分14万円から16万円の合計85万円、4万円の引き上げを行うものであります。

限度額は、市町村の条例により、85万円の上限より低い金額を決めることができます。4万円の引き上げで影響を受ける人は98人で、平均額1世帯当たり12万5,000円、影響額が198万3,000円となります。国保税は、他の医療保険より高く、払えない人がふえております。課税限度額の引き上げは、さらに滞納者がふえ、国保税の引き上げへと悪循環を繰り返すこととなります。

一方、低所得者対策として、5割、2割、軽減の拡充が行われます。法定軽減は所得と関係なく、申請なしで安くなるので、引き続き中間所得層にも軽減すべきです。また、国庫負担の割合は、1983年までは収入全体の60%が国庫負担率でございましたが、現在は25%程度しかありません。減らされた国庫負担分を保険料に肩がわりさせているので、高い保険料の要因となっております。国庫負担額をもっとふやし、負担を軽減すべきです。よって、低所得者の軽減を引き上げても限度額の引き上げは行うべきでないことを申し述べ、討論といたします。

○議長（湯之原一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） これで討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから議案第48号 専決処分について承認を求める件（始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（湯之原一郎君） 起立多数です。議案第48号は承認することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 次に、日程第4、議案第49号 始良市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員会付託を省略すること

に決定しました。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから議案第49号 始良市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。議案第49号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。議案第49号は原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第5、議案第50号 平成27年度始良市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 本案については、6月15日の会議で提案理由の説明を受けておりますので、質疑に入ります。

6名の議員から質疑の通告がされております。順次発言を許します。

まず、8番、田口幸一議員の質疑を許します。

○8番（田口幸一君） 議案第50号 平成27年度一般会計補正予算。その3ページ。年4.0%以内となっているが、現在の利率はどうなっているのか。

8ページ、市有地売り払い収入1,000万円について説明を求めます。

9ページ、ふるさと納税給付金600万円の内容はどのようになっているのか。

11ページ、前年度繰越金1,503万9,000円の留保はどのようになっているのか。

14ページ、工事請負費3,000万円と公有財産購入費3,302万3,000円の内容はどのようになっているのか、具体的に示してください。

14ページ、コミュニティ助成事業補助金180万円の内容説明を求めます。

17ページ、活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金4,847万6,000円の詳細な説明を求めます。

21ページ、3、その他、5の臨時財政対策債、当該年度中起債見込額10億円の内容はどのようになっているのか。この件は、第1回定例議会において議決済みとのことですが、議長の許可を受けましたので、ここで質疑を行います。

○市長（笹山義弘君） 田口議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第50号 平成27年度始良市一般会計補正予算（第1号）の1点目のご質疑にお答えいたします。

平成27年5月下旬に借入れを行いました地方債につきましては、償還期間が10年のものを平均しますと、利率は約0.45%、また償還期間が15年のもので、利率は0.5%となっております。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

市有地売り払い収入の1,000万円は、松原町地区分譲地及びみさと台の市有地の売り払い収入であります。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

ふるさと納税寄附金600万円は、寄附金1万円を600人の方からの申し込みがあるものと想定し、積算しております。

4点目のご質疑についてお答えいたします。

前年度繰越金の留保額につきましては、まだ平成26年度決算の審査、承認を得ていないところでありますが、27年度の一般会計予算における第1号補正後の前年度繰越金の留保財源は、約3億2,800万円と見込んでおります。

5点目のご質疑につきましては、吉村議員、堂森議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

今回の駐車場整備は、市文化会館及び加治木運動場での各種イベントに対応するため、新たに運動場の東側の土地4筆、総面積3,658m²を購入し、造成工事を行うものであります。約1,300m³の盛り土を行うほか、排水施設や防護柵の設置を行い、普通自動車約150台分の駐車台数を確保する計画となっております。

なお、今回の駐車場造成工事は、将来の道路延伸を視野に入れた計画としております。

6点目のご質疑についてお答えいたします。

このコミュニティ助成事業補助金は、一般財団法人自治総合センターの事業採択を受けました白浜自治会の自治公民館、冷暖房設備、有線放送設備の設置費用及び草刈り機などの購入費用にかかるものであります。

7点目のご質疑については、堂森議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

活動火山周辺地域防災営農対策事業は、降灰地域における農作物の被害を防止、軽減するために、ビニールハウスを整備する経費と既設のハウスのビニールの張りかえに要する経費を計上いたしました。ビニールハウスの整備では、有機農家3戸が船津と加治木町日木山などにビニールハウスを整備するものであり、補助率は、県が65%、市が10%、受益者負担率が25%となっております。補助金の内訳は、県補助金4,270万6,000円と市補助金577万円であります。

また、ビニールの張りかえは有機農家3戸が三拾町と加治木町日木山などで、劣化したビニールの更新を行うものであります。補助率は、県が50%、受益者負担率が50%となっております。補助金は、県補助金81万6,000円であります。

8点目のご質疑についてお答えいたします。

臨時財政対策債は、平成13年度の法改正において、国税5税の減税により国の地方交付税特別会計において財源が不足した場合、その不足額を国と地方が折半し、地方負担分については、地方債の発行により補填することとされ、この制度は現在まで延長されているところであります。実質的には、普通交付税の一部と考えられ、用途を限定されない一般財源として活用しており、また、その発行にかかる元利償還金相当額は、後年度の普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

以上、お答えいたします。

○8番（田口幸一君） まず、答弁書により2回目の質疑を行います。

この3ページの、年4%以内となっているが、現在の利率はどうなっているかということに対して、

償還期間が10年のものを平均しますと、利率は約4.5%、また、償還期間が15年のもので、利率は0.5%となっておりましてという答弁でございますが、この年4%以内ということに定めているんですが、この約0.45%、0.5%というのは、この年4.0%以内というのに、これはひっかからないのか、これを説明をしてください。

3回しか質疑できませんので、14ページの土地購入費は、田、畑、雑種地のいずれですか。一坪当たりの単価は幾らか。不動産鑑定士に依頼したのか。

17ページ、火山活動周辺地域防災営農対策事業は、県内で、全市町村の自治体でできるのか。

8ページ、これは歳入になりますね。市有地売り払い収入は、宅地、田、畑、雑種地のいずれですか。また、坪単価は幾らになりますか。不動産鑑定士に依頼したのですか。

まだ、ありますけど、あとは、書きとめはなんですから、3回目いたします。

○総務部次長兼総務課長（松元滋美君） お答えいたします。

ご質問の中の文化会館の駐車場についての3問のご質問についてお答えいたします。

土地の地目は4筆全て、田でございます。

また、坪単価につきましては、平均で申し上げますと、2万9,842円。約3万円となっております。

不動産鑑定士の件につきましては、不動産鑑定士に評価を委託し、鑑定評価価格に基づいて購入するというところでございます。

以上です。

○総務部長（脇田満穂君） 銀行の4.0%の関係について答弁をさせていただきます。

これは、年4.0%以内ということで、上限的に起債をさせていただいております。実際は、先ほど答弁のほうでありましたように、0.45とか、そういう利率で借りております。一応、上限という意味で、4.0%の記載でございます。

以上でございます。

○農林水産部次長兼農政課長（日高 朗君） お答えいたします。

先ほど対象地域は県内全部かといったようなことでございましたけれども、この活動火山周辺防災営農対策事業の最初答弁いたしましたビニールハウスを新設する分につきましては、これは県の単独事業ということでございますが、対象市町村が25市町村となります。

それから、同じく、その下の被覆資材の更新の分、ビニールの張りかえでございますが、これの対象市町村は、県内21市町村となっております。これは作物の降灰による被害率が10%以上の地域ということになっておるようでございます。

以上でございます。

○総務部長（脇田満穂君） 答弁が一つ漏れておりました。

市有地の売り払い収入の1,000万につきましては、財政課長が答弁いたします。

○総務部財政課長（米澤照美君） 財政課の米澤と申します。お答えいたします。

土地売り払い収入についてでございますが、これは随時払いしております松原町の分譲地が2筆、

それからみさと台の市有地1筆につきましては、全て宅地でございます。

それから、一坪当たりの単価ですが、松原町分譲地が一坪当たり約14万6,000円、みさと台が約5万6,000円となっております。

以上でございます。（「答弁漏れがありますね。不動産鑑定士を入れたのか」と呼ぶ者あり）

○議長（湯之原一郎君） 財政課長、続けてください。

○総務部財政課長（米澤照美君） すみません。不動産鑑定士につきましては、松原町の方譲地につきましては、土地区画整理事業で決定した価格に基づき売却しております。

それから、みさと台の市有地につきましては、不動産鑑定士に委託して、価格を決定しております。以上です。

○8番（田口幸一君） 今回で3回目ですから。

先ほど総務部長の答弁で、年4.0%以内ということで、実績として、0.45%、0.5%になっているようですが、これは次に掲げるときには、こういう0.4%を上回っているわけですから、0.45%と0.5%ですから、この上限を0.5%以内というふうに掲げたほうがいいのではないかと私は考えるんですが、いかがなものでしょうか。

そこで、ページを追って、3回目の質疑をいたします。今のは答えてくださいね。

9ページ、ふるさと納税寄附者は、関東地区、中京地区、阪神地区ですね。北九州地区の割合はどうなっておりますか。

3ページ、先ほどの利率のことですけれど、鹿児島銀行等の利率はどうなっているのか。これは安いんじゃないかと思うんですよ。4%よりも、はるかに。

同じく3ページ、地方債328億8,380万円の返済計画はどうなっておりますか。

21ページ、臨時財政対策債の後年度普通交付税の算入は、これは後年度100%算入をされると、そして一般財源化ということですが、このことについて、これで答弁はいいかと思うんですが、まだ、突っ込んだ答弁があれば、教えてください。

○総務部財政課長（米澤照美君） まず、初めに、今回の地方債の補正でございますが、補正予算書の3ページに、利率年4%以内ということで書いております。先ほど答弁で申しましたとおり、0.45、これは10年もの。15年ものが0.5%なので、この限度額の4%以内に入っておりますので、問題はないと考えております。

それから、鹿児島銀行等の利率のお尋ねでございますが、26年度の借り入れ実績で申し上げますと、鹿児島銀行が0.465%、郵便貯金が0.446%で借り入れをしております。

それから、地方債の32億8,838万円の返済計画ということで、今回補正の第1号によりまして、起債の事業といたしましては、28の事業になりますが、それぞれ事業内容によりまして、償還期限が変わってきます。本市では10年償還がほとんどであり、最も長いもので、臨時財政対策債等の20年での返済が一番長い返済期間となります。

それから、ふるさと納税寄附金についてのお尋ねでございますが、平成26年度に、直接始良市に寄附をしていただいた人数で申し上げますと、18人でございますが、地区別に申し上げますと、関東、

大阪地区が一番多く、約3割。それから、2番目が県内、これは鹿児島市になりますが、約10%。そのほかは、中部地区、東北地区、中国、四国、九州地区、それぞれ同一の約5%となっております。

それから、臨時財政対策債についてのお尋ねでございますが、臨時財政対策債の元利償還金相当額につきましては、その全額が後年度普通交付税の基準財政需要額に算入されまして、地方公共団体の財政運営に支障が出ないよう措置されているものでございます。

以上です。（「議長。今、財政課長の答弁で、これは私のが理解が間違っているかな。32億8,000万という、328億じゃないですか」と呼ぶ者あり）

○議長（湯之原一郎君） 財政課長、続けてください。

○総務部財政課長（米澤照美君） すいません。先ほど地方債のところ、32億と申し上げましたが、32億8,838万円でございます。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

○議長（湯之原一郎君） これで、田口議員の質疑を終わります。

田口議員と重複している質疑者が吉村議員、堂森議員です。重複してる項目について質疑はありませんか。

○19番（吉村賢一君） 14ページの件で、再質問させていただきます。

まず、この文化会館に関連する駐車場整備ということですが、現在の駐車可能台数は幾らになるのか。全体必要最大限何台までを駐車見込み台数と見ておられて、こういう計画を立てておられるのか。

それと、最後のほうに、将来の道路延伸を視野に入れた計画となってるちゅうことですが、この場合、仮に将来10年先か、幾ら先か、わかりませんが、延伸がされた場合、この駐車台数の見込み150台というのは、当然減っていくと思うんです。その分、道路へとられます。そうした場合、そういう将来を見込んで、民地ももう少し拡充して買収するとか、そういう検討をなされたかどうか、以上、お伺いします。

○総務部次長兼総務課長（松元滋美君） お答えいたします。

駐車可能台数につきましては、ことし初め1月現在の中では、500台程度でございましたが、文化会館南側の隣接する借用しております駐車場が太陽熱発電装置設置のために借りれなくなったということもございまして、それに対応するために、今回、150台分を確保する形で、計画してるところでございます。あわせまして、今現在、370台の駐車台数が現在ございますが、ここに、150台プラスでございますので、520台程度を確保するという計画になります。実際のイベント等の大体の平均、大きなものにつきましては、500台から600台というところでありますので、従来の計画しております行事等については対応できるかと思いますが、秋祭りとか、いろいろイベント。ことしについては、秋に国民文化祭も控えておりますが、それを考えますと、デリカフレンズ前の開発公社の所有する土地の借用、また、クリーンセンター前の事業所の駐車場の借用、そういうものを臨時的駐車場として考えながら、対応していくことになろうというふうに考えているところです。

また、将来の延伸につきまして、都市計画マスタープランのほうで、将来の構想として位置づけて

あることは認識しておりますが、ここについて、もし、仮に、そのような具体の検討するような形になる場合は、それに向けて、また、新たな駐車場確保に向けて、あわせて、不都合のないような形で駐車場確保に努めたいと思います。

以上です。

○19番（吉村賢一君） 道路延伸については、今のところ、その時点で、また考えるというふうなことでしょね。

それと、ちょっと簡単なことですが、形、形状ですね、大体何m掛ける何mというような意味合いで捉えているのか。今言った道路と関連した場合、幅が狭くて縦長の場合は、全部道路にかかってしまうという可能性が十分にあるんじゃないかなと思ったんで、そういう質問させていただきました。ですから、そういう将来が、ある程度、計画が見込まれてるとすれば、そういった余裕を見た買収ということ考えたほうがいいんじゃないかということで、質問させていただきました。回答お願いします。

○総務部次長兼総務課長（松元滋美君） 計画としての路線について、計画上のほうに重なる部分がございます。それにつきましては、将来の構想と文化会館施設、あるいはアクセスの幹線道路としての位置づけを踏まえながら検討がなされるかと思っておりますので、それにあわせて、形状等についても対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（湯之原一郎君） 堂森議員は。（発言する者あり）もう2回質疑が済んでおりますので。（発言する者あり）計画の形状を問われたんですか。

○19番（吉村賢一君） ええ、そうです。

○建設部次長兼都市計画課長（上原一美君） 駐車場の形状の件ですけど、グラウンドのほうに向かって、縦長のほうで駐車するような計画で、今してるところであります。（「何m、何m」と呼ぶ者あり）駐車ますは、幅が2m50、長さが5mという考えております。（「全体、全体」と呼ぶ者あり）全体では、横幅が大体25mぐらい。縦のほうが大体四、五十mの予定です。

○議長（湯之原一郎君） 堂森議員はありますか。

○5番（堂森忠夫君） ありません。

○議長（湯之原一郎君） これで、田口議員との重複項目の質疑を終わります。

次に、3番、新福愛子議員の質疑を許します。

○3番（新福愛子君） 議案第50号 平成27年度始良市一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

まず、初めに、総務費、14ページ、財産管理費、委託料385万2,000円について、3点。

1点、ふるさと納税のPR強化と返礼品の発注と管理などの運用の見直しの具体的な内容。

2点目、件数として、どの程度の目標値を掲げているのか。

3点目、ほかの自治体の取り組みの研究や調査はどのように進んでいるのか。

次に、16ページ、児童福祉施設費、次世代育成支援対策施設整備事業1億1,835万円について。

1、改修施設について、移転先と着工から完成までの工期。

2点目、完成後の受け入れ児童、乳幼児数の動向をお尋ねします。

最後に、18ページ、観光費、あいらびゅ一号、乗車1万人達成による市制施行5周年の記念イベントの具体的な内容をお尋ねいたします。

○市長（笹山義弘君） ただいまの新福議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第50号 平成27年度始良市一般会計補正予算（第1号）の1点目のご質疑につきましては、鈴木議員、小山田議員、堂森議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

1番目のご質疑にお答えいたします。

ふるさと納税に特化したホームページを運営している民間運営事業者と支援業務協定を締結し、当該事業者のホームページ内に始良市のページを作成し、PR強化に努めるほか、寄附者からの申し込み、寄附金の受納、寄附者への返礼品の発送、在庫管理などの支援業務を委託するものであります。

今回の見直しでは、クレジット決済システムの導入により、クレジットカード決済、コンビニ決済ができるシステムを構築し、寄附者の利便性を図ってまいります。

あわせて、現行3万円以上の寄附に対して返礼品を送付しておりますが、その額の引き下げを図るとともに、返礼品の品目につきましても、地元業者と連携し、充実させることで、寄附金額に応じた複数の品目を選択できる仕組みを導入してまいりたいと考えております。

2番目のご質疑についてお答えいたします。

運用開始については、10月を予定しており、積極的に取り組むこととしておりますが、歳入予算といたしましては、過大とならないように考慮したところであり、この予算額を目標、到達点とすることなく、取り組んでまいりたいと考えております。

3番目のご質疑についてお答えいたします。

各自治体の状況につきましては、民間運営サイトなどを利用して、把握、研究しているところであり、先般、担当部署が都城市に視察研修を行ってきたところであります。

また、国からの要請につきましては、本年1月23日付で総務省から、平成27年度地方税制改正、地方税務行政の運営に当たっての留意事項等についての文書が発出されました。

この中で、ふるさと納税に関する返礼品の送付や寄附の募集に際し、当該返礼品の送付について、対価の提供との誤解を招きかねない表示により寄附の募集をする行為、あるいは換金性の高いプリペイドカードや、高額、または寄附額に対し返礼割合の高い返礼品を送付する行為については、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応の要請や、自粛を求めるとされております。これらの点に配慮し、寄附者の利便性を図りながら、地域振興や地域経済の活性化につなげようとするものであります。

2点目の1番目と2番目のご質疑につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。あわせて、吉村議員のご質疑にもお答えいたします。

対象施設は、社会福祉法人太陽の風が移設、建築する、おひさま保育園であり、敷地面積は、約3,520

m²、建物は鉄骨造2階建て、約880m²、定員は現在の29人から60人に増員されます。移設先については、西餅田並木地区内であり、工期については、県の補助金交付決定後から約6か月程度とのことであります。

補助率については、補助対象基準額の12分の8が国庫補助金、12分の1を市が負担し、残りを当該社会福祉法人が負担することになります。

移設の理由については、定員の増加や放課後児童健全育成事業を実施するためのスペースを確保するためであります。

3点目のご質疑につきましては、鈴木議員のご質疑にもあわせて、お答えいたします。

観光PR事業費546万4,000円のうち428万円の委託料につきましては、本市の観光と物産を最大限にPRし、本市の知名度アップとあいらびゅー号の誘客を図るため、ご当地グルメ、ご当地スイーツ、特産品の販売のほか、イメージキャラクターのくすみんショー、始良市民歌、始良音頭の宣伝などを行い、県内外からの交流人口の拡大を図るためのものであります。開催場所につきましては、現在調整中であり、開催時期は、10月か、11月ごろを予定しております。

残りの118万4,000円の委託料等につきましては、現在Jリーグ昇格を目指しております鹿児島ユナイテッドFCの公式試合が9月13日と10月18日に、市総合運動公園陸上競技場で開催されることとなり、試合会場付近に、観光PRブースやキックターゲット、フットサルコーナーなどを設けて、鹿児島ユナイテッドFCの応援とともに、試合観戦者などに、本市のPRを行うためのイベントにかかる経費を計上したものであります。

以上、お答えいたします。

○3番（新福愛子君） 2回目の質疑をさせていただきます。

初めに、ふるさと納税について、4点ほど。

1点目が、今回の見直しでは、クレジット決済というもの、また、コンビニ決済というものが導入されるということですが、こういう決済に関しては、市が事務手数料を負担しなければいけないと認識しておりますが、手数料はどのぐらい、クレジット決済、コンビニ決済、どの程度を見込んでおられるものなのか。

2点目に、現行の3万円というのが最低限度ということでしたけれども、その引き下げをされるということで、1万円なんですね。さっきの田口議員の質疑で、1万円だと認識したところなんですけども、その場合、他市町村の限度額、最低は幾らぐらい。例えば、県内、他市町の様子ですね。

それから、また、返礼品を複数の品目から選択できる仕組みに変わられるようですが、どういった返礼品を考えておられるものか。

3点目です。他市町村、本当に全国的に、ふるさと納税おたくという人たちも出るぐらいですね、これによって、大変豊かな、冷蔵庫の中もいっぱいとか、よくテレビで見かけたりするんですけども、我が始良市は、県内ではどのぐらいにランクされているものでしょうか。その収入件数、勘案しまして、どの程度にランクづけされているものか。

4点目が、都城のほうに視察に行ってきましたという答弁がありましたけれども、たまたまですね、来月、3日から4日、「ふるさと納税九州サミット in 平戸市」ということで、「ふるさと納税を通じた地域活性化とは」ということで、大変興味深いイベントのチラシを目にいたしました。若手の職員が主になって、ディスカッションも大変魅力的なんですね。ふるさと納税を飽きさせないためには

どうすればいいとか、また、納税おたくの人たちをもっと分析してみようとか、そういった若い方々をパネラーを、パネリストを呼んでされるようで、協力自治体も本当にふるさと納税で全国トップレベル、また九州トップレベルのところをお招きされて、岩手県の久慈もいらっしゃるようですね。鹿児島から南さつま市なども参加されるようですが、これには、始良市からの参加は予定がないものか。

次が、この次世代育成支援対策整備事業について、3点ほど伺います。

まず1点目が、現在の29名から60名、つまり31名の増員を図られるようですが、年齢別内訳はどうなっておりますでしょうか。

また、増員されることによって、園の特色、それぞれの保育園、さまざま、私の園はこのような特色を持っておりますというふうに皆さんアピールされているところですが、こちらはどのような特色を持たれることになってまいりますでしょうか。

それから、工期については県の補助金交付決定後から約6か月ということでありますけれども、そうすると、開園は28年度の4月、春からという形で認識していいものか。また、さらに、放課後児童健全育成事業も実施されるようですけれども、何名ぐらいの受け入れを予定されているものか。

以上、7点、お願いいたします。

○総務部長(脇田満穂君) ふるさと納税関係の4点ほどにつきましては、財政課長が答弁いたします。

○総務部財政課長(米澤照美君) 財政課の米澤です。お答えいたします。

まず1点目のクレジット決済の手数料についてでございますが、率で申し上げますと、1.5%の、現在のところ、予定としております。

それから、2点目に、現在3万円で返礼品を差し上げているんですが、引き下げを1万円にするということで、他市町村の状況はどうかということですが、県内、全国的にも、少ないところでは5,000円以上のところもありますし、一番多いのがやはり1万円以上という自治体が多いようでございます。

それから、返礼品の内容についてでございますが、これにつきましては、議決いただきましたならば、今後の作業になるんですが、現時点では、商工会の特産品協会に50店舗加盟していらっしゃいますので、そこを皮切りをお願いしたいと考えております。

なお、特産品につきましては、始良で取れるおいしいお米、それから、焼酎、飲料水、肉類、有機野菜、農産加工品、お菓子、海産物などを検討していきたいと考えております。

それから、県内での始良市のランクにつきましては、情報がございませんので、それについてはお答えできません。ただ、県内でも、億単位で曾於市とか、先般、霧島市等も順調にふるさと納税が、寄附金が集まっているという新聞等での報道もあります。そういったことから、県内、ほかの自治体も、今後、積極的に取り組んでいく方向であると思っております。

以上でございます。

○議長(湯之原一郎君) 財政課長、続けてください。

○総務部財政課長(米澤照美君) 平戸の九州サミットへの参加ですが、これにつきましては、現在のところ、参加するという予定はございません。

以上です。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

園の特色の関係と児童クラブの関係につきましては、担当課長のほうで答弁させます。

まず、31人の内訳でございますが、ゼロ歳児のほうが、増加分だけ申し上げます。ゼロ歳児が3人、1歳児が6人、2歳児が6人、3歳児が2人、4歳児が14人、合計の31人でございます。

それから、開園の時期でございますが、28年4月1日を予定しております。

以上でございます。

○保健福祉部子育て支援課長（黒木ひろ子君） 子育て支援課の黒木と申します。よろしくお願ひいたします。お答えいたします。

園の特色、特徴でございますが、現在、おひさま保育園は、病児保育事業を実施しております。これに加えて、放課後児童クラブも実施されるということで伺っております。

放課後児童クラブの定員は、広さでいきますと、30人程度の放課後児童クラブの受け入れが可能というふうに見ております。

以上でございます。

○3番（新福愛子君） 確認の意味で。やはり、これから、今、クレジット決済というのが魅力的なんですね。私も、繰り返し市税等もクレジット決済をということを常々訴えさせていただいてるんですが、やはり、その手数料というものが本当結構大きいんだということも認識させていただいております。

例えばですね、600万円のうち半分の方がクレジット決済でされました。半分の方がコンビニ決済でされました。そうしたときに、1.5%という、だったんですけども、そうすると、金額は、市の持ち出しといいますか、負担は幾らになりますでしょうか。

○総務部財政課長（米澤照美君） ふるさと納税のクレジット手数料についてのお尋ねですが、300万円の方がクレジットをご利用になった場合、計算してみますと、4万5,000円になります。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（湯之原一郎君） これで、新福議員の質疑を終わります。

新福議員と重複している質疑者が吉村議員、鈴木議員、小山田議員と堂森議員です。

重複している項目について質疑ありませんか。

○19番（吉村賢一君） 私は、次世代育成支援対策整備事業、この件でお伺いします。

少し、私の勉強不足もあるかと思いますが、この次世代育成支援対策整備事業、これについては、いつから始まった制度か。それと、始良市内において、かなりの事例があるのか、それをお示ください。

それから、このひまわりは、ごめんなさい。おひさま保育園。これは、もともとあった場所はどこのか。それと、このあった場所で、この売却とか、そういったものを行う場合には、当然、その園の収入になるかと思いますが、制度として、こういった場合、例えば、今、これで単純に言いますと、

3,000万ほどがおひさま保育園の負担、工事費用ということになると思いますが、例えば、売却益が4,000万あったと。前の敷地ですね。そういった場合でも、別に制度そのものは変わらないという解釈でよろしいのか。2点、お伺いします。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

この次世代育成支援対策事業につきましては、児童福祉の向上を目的に、私立保育所の施設整備の充実を図るために、国の事業の対象となった施設に対して補助金を交付する事業でありまして、現在、市におきましては、23年度に1か所、24年度1か所、25年度1か所、26年度に3か所、この事業で行っているところでございます。

それから、どこにあったかということですが、この、おひさま保育園につきましては、小牧先生のところで経営されておりまして、現在、宮島の小牧内科のところで、一緒にされております。

それから、売却益等の関係ですが、現在、申請のときに承っておるといふか、予定の金額で申し上げますと、実際の工事費用が2億3,300万円かかりますので、そのうちの補助基準額として、1億5,780万円余り。その4分の3分、国、市ということで、1億1,835万円の予算計上でございますので、売却といいましょうか、実際移転をして新設されるということで、現在の場所をどうされるかということについては、この事業には含まれておりませんので、承知してないところでございます。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） ほかの議員の方はありませんか。

○20番（鈴木俊二君） 私は、まず、14ページのふるさと納税と18ページの観光費、あいらびゅ一号の件についてお聞きをいたします。

まず、ふるさと納税なんですけども、民間運業者等のホームページが、非常にきれいなのができ上がっておりまして、少々過熱ぎみというようなところにもなっているとは思いますが、このふるさと納税、少々我が市にとっては、少々スロースタートだったのかなと思います。今回のこのタイミングでの補正を組む背景といたしますか、経緯といたしますか、をお聞かせください。

あと、観光費、あいらびゅ一号の18ページの件なんですけども、5周年記念イベントなんですけども、県内外から交流人口の拡大を図ると答弁にございますが、参加人数など、どの程度の規模を計画されてるのか、お聞かせください。

以上、2点、お願いいたします。

○総務部長（脇田満穂君） ふるさと納税のこのスタートいいまいしょうか、それがスローだったというご指摘でございました。そのことについては、全くそのとおりでございまして、ただ、私ども始良市としましては、やはり、このふるさと納税というのは、あくまでも寄附の制度であるということで、現在、議員もご指摘ありましたように、過熱ぎみであって、返礼品を奪い合うような形になっているということでございます。ただ、私どもも、ほかの全国の市町村それぞれ、それだけ寄附をいただいているということであるとするならば、本市もその返礼品の中で、先ほど答弁にもございましたけれども、地元の方の産品を全国にアピールする場であろうというふうな考え方を持っております。したがって、国の指導等もあるわけですけれども、ある程度、半額近く、そういうところで、始良市

としては、返礼品をご準備し、また地元の、先ほど答弁させていただきましたけれども、地元の産業の育成という部分と両方図っていったらなという考え方で、今回、おくれさせながらというわけでもありませんけれども、させていただきます。

以上でございます。

○企画部次長兼商工観光課長（平田 満君） お答えいたします。

今回のイベントで、どれぐらいの集客というか、見込んでいるかということでございますけれども、最初の答弁にもありましたように、できるだけ始良市を知名度アップ、PRということで、多くの人に情報発信ができる場所を計画しておりますけれども、具体的には、何名というところまでは、目標設定はしていないところでございます。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○11番（小山田邦弘君） ふるさと納税について、再質疑をさせていただきます。

良識につきましては、若干、私は納得できないところがあるわけですが、それについては、国の要請をこれから配慮していくということなので、その配慮の仕方についてお聞きしたいと思います。

先ほど来、出ているように、ちょっと過熱、ブーム的なところがあり、国からは、再三、その要請が来ているわけです。今回のこの答弁書の中では、1月23日付のものが出ているわけですが、例えば、4月1日に総務省から出されたもの。その概要版の一番最後に出てるわけですが、「寄附を受けた地方団体においては、寄附者の個人情報を厳格に管理すること。特に、返礼品送付に関し、外部委託を行う際には、外部委託等に伴う個人情報漏えい防止策を徹底すること」というふうになされておりますけれども、今回見ると、明らかに、ウェブサイト上の、ある意味、ふるさと納税のショッピングモール化したところに掲載をなさるといふことのようなわけですが、個人情報の漏えいに関し、どのような検討をなされたのか、具体的なところをお示しください。

○総務部長（脇田満穂君） ただいま、まず、配慮の仕方ということで、先ほど来は、金額につきましては、およそ半分程度を送料込みで返礼しようかなというふうに考えております。

その部分と、あと、それから、個人情報の関係、これにつきましては、本市職員でやるという手法もでございます。ただ、どうしても、クレジット決済、現在、このふるさと納税を確認してみますと、大体、される方というのは、夜間、夜の時間帯で、ご自宅に帰られてから、もしくは、ちょっと手があいた時間でしょうか、8時、9時台が多いというふうに確認をさせてもらっております。そういう中では、どうしても、その時間帯で、ホームページで、始良市のもちろんホームページもあるわけですが、それじゃなくて、ウェブサイト、こういう団体のところの支援業務しておられる、三、四社、全国にございます。そういうところの利用状況を見ますと、先ほど申し上げましたように、8時とか、9時とかという夜間の時間帯でご利用され、その場で決済していただく。そうしますと、どうしても、今、うちの振り込み依頼書みたいなもので、納付ということには、なかなかつなげない。個人情報については非常に危惧される部分ですが、今回、市としては、こういう支援、委託という形で進めていこうというふうに判断をさせていただきました。

以上でございます。

○11番（小山田邦弘君） 業務上、クレジット決済を考えてということですが、今、年金機構、それから、あとは、いろんな省エネ財団とか、国にかかわる外郭団体が物すごい勢いで、今、ハッカーの攻撃を受けております。大変な騒ぎになっております。基本的に個人情報というのを共有するということ、私はリスクマネジメントになっていないような気がするわけですが、もし、仮に、そこで個人情報が漏れてしまったといった場合には、こういった契約のときには、どちらが責任をとるようになるのでしょうか。

○総務部長（脇田満穂君） 現在、市としては、今、運営されていらっしゃる4社ぐらいの中から、今後検討を進めていく予定にしておりますので、その中で、その辺の危機管理ということにつきましても検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） 堂森議員はよろしいですか。

○5番（堂森忠夫君） はい。

○議長（湯之原一郎君） これで、新福議員との重複項目の質疑を終わります。

次に、5番、堂森忠夫議員の質疑を許します。

○5番（堂森忠夫君） 17ページ、農業費（1）農業振興費の中山間地域等直接支払い推進事業の委託料の内容を示せ。

（3）集落営農法人化支援事業の補助金の内容を示せ。

（4）有機の里づくり推進事業の補助金の内容を示せ。

（5）農業施設費の蒲生郷町割り巡り観光駐車場整備事業の委託料と工事請負費の内容を示せ。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 堂森議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第50号 平成27年度始良市一般会計補正予算（第1号）の2点目の1番目のご質疑にお答えいたします。

中山間地域等直接支払い交付金は、中山間地域の農業生産条件が不利な地域において、農地管理や集落の維持活性化を図るために、協定集落に交付するものであります。

今回計上しております委託料は、本年度から始まる第4期対策において、傾斜が10分の1以上の超急傾斜地に新たな加算措置として、10a当たり6,000円を交付することに伴い、対象農地を把握するための業務委託にかかるものであります。

3番目のご質疑についてお答えいたします。

集落営農法人化支援事業は、任意の集落営農組織が営農活動を持続発展させるための法人化を支援するものであります。今回は、蒲生町白男地区と加治木町小山田地区の営農組織に対して、定款作成、登記申請手続などに要する額として、1組織当たり40万円を助成するものであり、県補助金とし

て、2組織分の80万円を計上いたしました。

4番目のご質疑についてお答えいたします。

有機の里づくり推進事業は、本市の有機農業を発展させるため、市内の飲食店事業者と連携して、有機野菜を食べられる取り組み。また、昨年度作成したキャラクターを活用しての有機農産物の地産地消、一般消費者へのPR活動を行う有機農業振興協議会への補助金であり、県の地域振興推進事業50万円を活用するものであります。

5番目のご質疑についてお答えいたします。

蒲生郷町割り巡り観光駐車場整備事業は、県の地域振興推進事業を活用して、くすくす館南側隣接地に大型バス1台、普通車10台分の駐車場整備、植栽、照明設備などの景観整備を行うものであり、工事請負費2,340万円と設計委託料200万円の計上であります。

以上、お答えといたします。

○5番（堂森忠夫君） それでは質疑いたします。

まず、1番目の中山間ですね。協定集落に交付するというございですが、この協定集落はどれぐらいあるのか。結んでいるところがですね。

それと、急傾斜地の調査です。この対象農地を把握するための業務委託先、どこに委託するのか。地域を知ってる人でないと、どこでも委託しても、この調査は難しいのじゃないかなと思うので、どこがするのかですね。どこに、どれぐらいの人数がかかわりを持つのか。

それと、3番目の集落営農法人化支援事業ですね。持続発展させるための法人化を支援すると。これは後継者育成にもつながっていくだろうと思うんですが、こういった団体のかかわっていらっしゃる平均年齢、若い人たちがこの中にどれぐらいいらっしゃるのか。やっぱり、持続発展させるためには、若い人を育てていかないことには持続発展しないと思いますので、その辺ですね。

それと、私は山村地区に住んでますが、農業だけでは生活できないわけですね。兼業農家を育成していかないと、農業は育っていかないと。始良市の農業はですね。ですので、こういった農業としての、農業は3反以上持っていないと農業として認められませんけど、農業は持っていないけども、サラリーマンの人も、この集落営農に入れるような、そういった制度になっているのか。

それと、4番目の有機の里づくりの推進団体ですね。それと、市内の飲食店事業者、どういったところと連携して、今後、これを取り組んでいくのか。その辺、ちょっと詳しく説明してください。

最後に、5点目の蒲生郷の町割り巡りの駐車場整備ですが、こういったのをつくるのには、やはり、どこからか、要望とか、そういったのがないと、あって、つくろうとするわけですが、くすくす館の隣につくるわけですので、くすくす館のほうからも要望等があったとは思いますが、このくすくす館が、この駐車場を整備することによって、今後、どれぐらいの、やはり、売り上げ目標とか、あるじゃないですか。これをどれぐらいの売り上げを目標を持って、要望とか、そういうのが上がってきたのか。

それと、やはり、こういった店舗を運営するには、しっかりとした経営理念が整っていないと売り上げはもう伸ばすことはできないと思うんですが、その辺まで把握していらっしゃるのか。現に我々は、くすくす館が伸びていることは確認とってますけど、実際、そういうことを市民に知らせるのも大事なことでないかなと思います。

それと、工事請負費が2,340万円とここに出てるわけですが、あそこを見たときに、道路から幾ら

か上がってるんですね。確か、加治木方面から蒲生に向かっていくと、右側のほうですが、見通しも悪いので、建物やら撤去になったら、見通しもきけて、交通の面もすごくいいんじゃないかなとは思いますが、擁壁が1m以上、1.5m以下だと思うんですが、擁壁がしてあるんですけど、あの擁壁なんかは、あそこを恐らく撤去しないとイケないと思うんですが、そうなったときに、ああいった擁壁は産業廃棄物として処分されていくのか。また、いや、あれはまだもったいないから、どこかに、また使うんだよと、そういった考えを持っていらっしゃるのか。民間でしたら、もったいないという気持ちがあります。だから、あれをまた使えるんだから、きれいに撤去して、どこかに使おうや、そういう発想を持つんですが、行政では、非常にそういった捉え方は難しいと思うんですが、市民の税金を有効に使うためには、まだ不便なところも道路等においてあるわけですよ。そういった古材でもいいから、道路整備をしてくれとか、そういった要望もありますので、ちょっと、工事請負費という今後の考え方として、その辺、答えてもらえたら答えていただき、できないんだったら、今後検討していただきたいなど、そんな思いを持っております。

とりあえず、以上ですが、お答え願います。

○農林水産部次長兼農政課長（日高 朗君） お答えいたします。

まず最初に、中山間地域の集落は幾らかといったような数のことを言われたと思いますが、現在協定を結んでいるところは、11集落ございます。

それから、その超急傾斜地の発注先といったようなことでございますが、これは県の土地改良事業団連合会のほうに委託いたしたいと、このように考えているところでございます。

それから、法人化の平均年齢というようなことでございましたが、実際のところ、把握はしておりませんが、多分、65歳平均ぐらいじゃないかなと、このように思っております。その中に、サラリーマン等もというようなことでございますが、これは組織の考え方で、加入はできると、このように思っております。

それから、有機の里の関係でございましたが、飲食店業者はというようなことでございましたが、12店舗を今のところ計画をいたしておりまして、活用といいましては、有機野菜の活用を考えているところでございます。

それから、蒲生郷の町割り巡り観光駐車場のことでございましたけども、くすくす館の売り上げは、現在平成26年度で19万2,081人、レジ通過の方がそれだけおります。1日に大体534人ということでございますが、この事業がもともと、くすくす館のためのということではございませんでして、あの一帯の観光交流センターとか、物件も一帯としながら、町歩きの観光客の増加ということで、たまたま、くすくす館の隣に駐車場等を整備するものでございます。

それから、くすくす館の経営理念ということでございましたけども、ちょっと、手元に資料がございませんので、はっきり言えないところでございます。

それから、工事のことでございましたけれども、擁壁の関係、これは、処分すれば、産業廃棄物になるかと思っておりますけども、ここらにつきまして、委託料200万計上しておりますので、これから実施設計をする中で、担当者と協議をしながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（堂森忠夫君） サラリーマンのどうのこうのというところは、ちょっと、わかりにくかったの

で、ここをもうちょっと、今後大事なことだと思しますので、持続発展させるためにはですね、そういった育成をしていかないと。今を生きるだけは、これは簡単なことですよ。やっぱり、後のことまで考えて、投資していかないといけないです。ですので、あやふやにしないで、そういったところを明確に言えるようにしていただきたいなと思います。

最後のほう、経営理念とか、それは、今、資料がないのは当然でしょうと思います。ですが、やはり、アピールしていくべきだと思いますので、そういった、くすくす館の、その辺を冊子になってるんだったら、そういったのも議会のほうに一部ぐらい提出していただければ、我々もまた、この店が、店舗が、投資したことによって、繁栄するように、みんなは一丸となって宣伝していくべきだと思います。

協議をしていくということでしたが、ぜひ、今後、この物件だけではなくして、これからも、こういった工事は出ると思うんですよね。ですので、行政の中には、条例でしっかりとした決まりごとがありますので、そういった簡単に古材も使えないところもありますよ。今後はこういったのがどんどん出てくると思いますよ。ですので、しっかりとこの辺を、これを機会に、ぜひ、そういった古材も使えるようにして、市民が安心して暮らせるまちづくりに努めるような協議をしていただきたいと思いますが、もう一度、その決意をお聞きして、終わります。

○農林水産部次長兼農政課長（日高 朗君） お答えいたします。

擁壁のまた後の利用というようなことですが、私も専門じゃございませんで、その先は言えないところでございます。すみません。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） これで、堂森議員の質疑を終わります。

以上で、議案第50号の質疑を終わります。

ここで、議案第50号 平成27年度始良市一般会計補正予算（第1号）の処理を一時保留します。

○議長（湯之原一郎君） 日程第6、発議第3号 一般会計予算審査特別委員会設置に関する決議を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。ただいま議題としました発議第3号は、会議規則第37条第2項及び第3項の規定によって、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。発議第3号は、趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

議会運営委員長、登壇ください。

○議会運営委員長（東馬場 弘君） 登壇

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから、発議第3号 一般会計予算審査特別委員会設置に関する決議を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。ここでしばらく休憩します。

(午前11時43分休憩)

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時43分開議)

○議長（湯之原一郎君） 先ほど、設置されました一般会計予算審査特別委員会の委員長に湯元秀誠議員、副委員長に新福愛子議員が選任されたという報告を受けましたので、お知らせします。

○議長（湯之原一郎君） 次に、さきに保留しました議案第50号 平成27年度始良市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 本案は、ただいま設置されました一般会計予算審査特別委員会に会議規則第37条第1項に基づき、付託したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。

議案第50号 平成27年度始良市一般会計補正予算（第1号）は、一般会計予算審査特別委員会に付託して審査することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君）

日程第7、議案第51号 市道路線認定の件（星原団地1号線）

日程第8、議案第52号 市道路線認定の件（星原団地2号線）

日程第9、議案第53号 市道路線認定の件（星原団地3号線）

日程第10、議案第54号 市道路線認定の件（やのうえタウン1号線）

日程第11、議案第55号 市道路線認定の件（やのうえタウン2号線）

日程第12、議案第56号 市道路線認定の件（西高井田団地線）

日程第13、議案第57号 市道路線認定の件（上場団地1号線）

及び

日程第14、議案第58号 市道路線認定の件（上場団地2号線）

までの8件を一括議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 本件については、6月15日の会議で提案理由の説明を受けておりますので、質疑に入ります。質疑は一括で行います。

1名の議員から質疑の通告がなされております。

8番、田口幸一議員の質疑を許します。

○8番（田口幸一君） 議案第51号から第58号 市道路線認定の件。

質疑の要旨です。

いずれの路線についても、開発行為に伴う新設道路の寄附により、新たに認定するものとなっております。

今後は、全て寄附になるのか、過去、開発により整備された道路で奥山花自治会地内にある蓮池団地、俵原松原上の自治会内の道路は、市道未認定であり、公衆用道路となっております。

現在の実態はどのようになっているのか、今後どのように行政指導を行うのか問います。

○市長（笹山義弘君） 田口議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第51号から議案第58号までの市道路線認定の件のご質疑にお答えいたします。

市道認定の対象とする道路は、法令の定めがあるものを除き、不特定多数の者が利用しかつ都市計画法に基づく開発行為によって新設された道路、市土地開発公社が新設した道路などであります。

市といたしましては、今後も当該事業者等から寄附の申し出があった場合は、本市が定めた認定基準に照らし判断してまいります。

また、過去の開発行為において市道認定に至っていない箇所は、道路形態が行きどまりであるもの、所有権移転登記が困難となっているもの、道路の構造や構造物に支障があるものなど、認定基準に合致しない道路であります。

市といたしましては、今後、これらの問題が解決しましたら、市道認定を行ってまいりたいと考えております。

以上、答えといたします。

○8番（田口幸一君） ただいまの副市長の答弁によりますと、過去の開発行為において市道認定に至っていない箇所は、道路の形態が行きどまりであるというのが、これが第1点。それから、2点目、所有権移転登記が困難となっているものという答弁がございました。

そこで、質疑いたします。今まではこういうような事態が起きていますけど、今後は全て寄附になるのか。過去において、開発された道路で、市道未認定となっている箇所が数多く見受けられます。公衆用道路となっている蓮池団地、俵原自治会、松原上自治会にこの未認定の道路が数多く見られません。

現在の実態はどのようになっているのか、また今後どのように行政指導を行っていかれるお考えか。

その1点として、その後の開発で、私の近くに楠元地区、高樋地区で行きどまりの道路が数多く見られます。消防車も入れないのが実態だと考えます。

関係当局はこのことに対して、今後どのように動いていかれるのか。2点目です。

○議長（湯之原一郎君） 田口議員。

○8番（田口幸一君） はい。

○議長（湯之原一郎君） ただいま議題になっている路線についての質疑を行ってください。（発言する者あり）

○8番（田口幸一君） はい、わかりました。そいじゃ、今のことについて、ご答弁を願います。

○議長（湯之原一郎君） 田口議員、ただいまの議題外の路線については、今後、一般質問等で、質問していただくようお願いしたいと思いますが、それでよろしいですか。

○8番（田口幸一君） そのように言われるんだったら、仕方がないですね。

○議長（湯之原一郎君） これで、田口議員の質疑を終わります。

○8番（田口幸一君） ちょっと待ってください、議長。

○議長（湯之原一郎君） はい。

○8番（田口幸一君） 一番最初の部分で、今後は全て寄附採納になるのか、そこを答弁してください。

○議長（湯之原一郎君） ただいま、「これで田口議員の質疑を終わります」と申し上げましたが、これは取り消します。

田口議員の発言を許します。

○8番（田口幸一君） 今、じゃあ。

後ののは今議長が言われたように、一般質問等で行いますが、先ほど申し上げた今後は全て寄附になるのか、このことについて答弁を求めます。

○建設部長（岩穴口弘行君） ただいま副市長が答弁いたしましたように、当該事業者などから寄附の申し出があった場合、それをお受けして市道の認定基準に合うようであれば、市道認定をすることです。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） これで田口議員の質疑を終わります。

以上で、議案第51号から議案第58号までの一括質疑を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。

本件については、1名の議員より通告がありました。

まず、8番、田口幸一議員の発言を許します。

○8番（田口幸一君） 議案第51号から第58号 市道路線認定の件について賛成の立場で討論に参加いたします。

認定路線、先ほど6月15日でしたか、本会議終了後、現地を見さしていただきました、議員全員で。

星原団地1号線、星原団地2号線、星原団地3号線、これは加治木町木田地内でございます。やのうえタウン1号線、やのうえタウン2号線、これも加治木町木田地内でございます。西高井田団地線、これも同じく木田地内でございます。上場団地1号線、上場団地2号線、始良市西餅田地内でございます。いずれの路線についても開発に伴う新設道路の寄附により新たに認定されるものであります。

今後は、先ほどの答弁で全て寄附採納になるという答弁、副市長、建設部長の説明がございましたので、先ほど一般質問等でも取り上げるというようなことも、今まで行き詰っているそういうことが、解決の方向に向かうということを期待をいたしまして、この議案第51号から第58号 市道路線認定の件については賛成いたします。

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） これで討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから、議案第51号 市道路線認定の件（星原団地1号線）から議案第58号 市道路線認定の件（上場団地2号線）までの8件を一括して採決します。この採決は起立によって行います。

議案第51号から議案第58号までの8件は、可決とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。したがって、議案第51号から議案第58号までの8件は、可決されました。

○議長（湯之原一郎君） ここでしばらく休憩します。午後からの会議を、1時10分からとします。

(午前11時54分休憩)

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後1時07分開議)

○議長（湯之原一郎君） 次に日程第15、議案第59号 財産の取得に関する件を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

議案第59号 財産の取得に関する件につきましてご説明申し上げます。

本件は、本市の議場システム機器一式の購入にあたりまして、始良市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の相手は、株式会社ぎじろくセンターで、プロポーザル方式により随意契約により決定したものであります。

取得金額は3,024万円、納期は平成27年8月31日までとなっております。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（湯之原一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

○議長（湯之原一郎君） ここで、しばらく休憩します。

（午後1時08分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時15分開議）

○議長（湯之原一郎君） これから、議案第59号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。

議案第59号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから、議案第59号 財産の取得に関する件を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。したがって、議案第59号は可決されました。

○議長（湯之原一郎君）

日程第16、請願第3号 宇都自治会内市道等の整備等を求める請願書

日程第17、請願第4号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択の要請について

日程第18、陳情第4号 市道拡幅を求める陳情書

日程第19、陳情第5号 川内原発再稼働の前に鹿児島県と30キロ圏内の自治体共催による避難計画についての説明会の実施を求める陳情書

及び

日程第20、陳情第6号 川内原発再稼働の前に、鹿児島県・始良市・30キロ圏内自治体と実効性が確認できる住民参加の避難訓練実施を求める意見書の採択を求める陳情書

の5件を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） ただいま議題となっております5件につきましては、さきに配付しました請願、陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

○議長（湯之原一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議はこれをもって**散会**とします。

なお、次の会議は7月6日午前10時から開きます。

(午後1時18分散会)